

三八

施行  
一月三十一日

第 一 號 送 月 日	第 二 號 送 月 日	第 三 號 送 月 日	第 四 號 送 月 日	第 五 號 送 月 日	第 六 號 送 月 日	第 七 號 送 月 日	第 八 號 送 月 日
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

医療官制

軍醫官制

陸軍省  
陸軍省  
陸軍省

昭和二十一年十一月廿一日公布  
勅令第六百九十一號

審査委員

會計課長

次官

大臣

局長

秘書長

主査

起  
案  
昭  
和  
年  
月  
日  
局  
課  
受  
付  
月  
第  
日  
號  
月  
日

決  
行  
月  
日  
日

甲乙ノ種別

三八

第 號 送 受  
月 月  
日 日

外ハトシテ醫局療局ノ設クルノ要アリ

三八

仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十年十一月二十七日

厚生大臣 芦田 均

内閣總理大臣 岡野 繁 原喜重郎 殿

日 月 送 受 番 九 議 合

第 號 送 受  
月 月  
日 日

勅令第六九一號

醫療局官制

第一條 醫療局局長管理屬シ其團ニ於テ医療及保育ヲ爲スル要スル是科及

乳幼児ノ醫療及保育ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 醫療局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

次長 一人 勅任

書記官 專任一人 奏任

事務官 專任三十人 奏任

理事官 專任三十二人 奏任

技師 專任三十九人 奏任 内七人ヲ勅任ト為スコトヲ得

醫官 專任四百六十人 奏任 内四人ヲ勅任ト為スコトヲ得

調劑官 專任三十二人 奏任

（縦書きの注釈）

第 號 送 受  
月 日

外、ハトシテ醫局療之ヲ設クルノ要アリ

三八

第 號 送 受  
月 日

仍テ別紙勅令案ヲ提出ス  
右閣議ヲ請フ

昭和二十年十一月二十七日

厚生大臣 芦田 均

内閣總理大臣 野田 毅  
幣原 喜重郎 殿

日 月 送 受 號 送 受 第

第 號 送 受  
月 日

勅令第 號

醫療局官制

第一條 醫療局ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ必要ト認ムル者及

乳幼児ノ醫療及保育ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 醫療局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

次長 一人 勅任

書記官 專任一人 奏任

事務官 專任二十人 奏任

理事官 專任三十二人 奏任

技師 專任三十九人 奏任  
内七人ヲ勅任ト  
為スコトヲ得

醫官 專任四百六十人 奏任  
内四人ヲ勅任ト  
為スコトヲ得

調劑官 專任三十二人 奏任

其ノ國ニ於テ醫療及保育ヲ為スヲ要スル處ニ

技師 專任三百二十五人 判任

醫官補 專任八十八人 判任

調劑官補 專任七十五人 判任

看護婦長 專任七十二人 判任

第三條 醫務局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ  
内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ  
任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケズ

第四條 厚生大臣ハ局務ノ一部ヲ分掌セシムル為病院、療養  
所又ハ保育所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣  
之ヲ定ム

病院、療養所又ハ保育所ノ長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 長官ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受ケ局務ヲ統理

シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第六條 次長ハ長官ヲ輔佐シ長官事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局

務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫療ヲ掌ル

第十條 調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十三條 醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫療ニ従事ス

第十四條 調劑官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

めくれず

技師 專任三百二十五人 判任

醫官補 專任八十八人 判任

調劑官補 專任七十五人 判任

看護婦長 專任七十二人 判任

第三條 醫療局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ  
内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ  
任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケズ

第四條 厚生大臣ハ局務ノ一部ヲ分掌セシムル為病院、療養  
所又ハ保育所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣  
之ヲ定ム

病院、療養所又ハ保育所ノ長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ

シ部下ノ職  
督以判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 次長ハ長官ヲ輔佐シ長官事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局

務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫療ヲ掌ル

第十條 調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十一條 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十三條 醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫療ニ従事ス

第十四條 調劑官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第十五條

看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス  
第十條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス  
第十六條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス  
第十七條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國立結核療養所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在リテ療養所  
若ハ保育所ニ屬スル者又ハ國立結核療養所職員ノ職ニ在  
ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ軍事保護院事務官ハ  
醫務局事務官ニ、軍事保護院理事官又ハ國立結核療養所  
事務官ハ醫務局理事官ニ、軍事保護院技師ハ醫務局技師ニ、  
軍事保護院醫官又ハ國立結核療養所醫官ハ醫務局醫官ニ、軍  
事保護院調劑官又ハ國立結核療養所調劑官ハ醫務局調劑官ニ、  
軍事保護院屬又ハ國立結核療養所書記ハ醫務局屬ニ、軍事保  
護院技手又ハ國立結核療養所技手ハ醫務局技手ニ、軍事保  
護院醫官補又ハ國立結核療養所醫官補ハ醫務局醫官補ニ、軍事

保護院補劑官補又ハ國立結核療養所補劑官補ハ醫務局調劑官補ニ、軍事保  
護院看護婦長又ハ國立結核療養所看護婦長ハ醫務局看護婦  
婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ軍事保護院職員ニテ休職トナリタラシク降格ノ旨若ハ保育所ニ屬スルモノ又ハ休  
職中ノ國立結核療養所職員名者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ

依リ醫務局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス  
前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲス

第十五條

看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス  
第一條 患者及乳幼児ノ範圍ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣  
之ヲ定ム所

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國立結核療養所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在リテ療養所  
若ハ保育所ニ屬スル者又ハ國立結核療養所職員ノ職ニ在  
ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ軍事保護院事務官ハ  
醫務局事務官ニ、軍事保護院理事官又ハ國立結核療養所  
事務官ハ醫務局理事官ニ、軍事保護院技師ハ醫務局技師ニ、  
軍事保護院醫官又ハ國立結核療養所醫官ハ醫務局醫官ニ、軍  
事保護院調劑官又ハ國立結核療養所調劑官ハ醫務局調劑官ニ、  
軍事保護院屬又ハ國立結核療養所書記ハ醫務局屬ニ、軍事保  
護院技師又ハ國立結核療養所技師ハ醫務局技師ニ、軍事保  
護院醫官補又ハ國立結核療養所醫官補ハ醫務局醫官補ニ、軍事

保護院調劑官補又ハ國立結核療養所調劑官補ハ醫務局調劑官補ニ、軍事保

護院看護婦長又ハ國立結核療養所看護婦長ハ醫務局看護

婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院又ハ國立結核療養所職員ニ

休職中ノモノモ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ

依リ醫務局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケス



厚  
生  
省



軍務保護院ノ改組ニ伴ヒ厚生省ノ外局トシテ醫藥局ヲ設クルノ要アルニ成ル

陸 田 部

厚生省

勅令第 號

善後局官制

第一條 善後局ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所管ニ屬スル職員ノ補任ハ

所定ノ順序ニ依リ之ヲ行フベシ其ノ補任ハ

善後局ノ職員ニ屬スル職員ヲ指ス

第二條 善後局ニ在ノ職員ヲ指ク

↑ 長官 初任

次長 一人 初任

書記官 一人 初任

事務官 一人 初任

理事官 一人 初任

技師 一人 初任

技手 一人 初任

厚生省

内七人ヲ初任ト

補スルコトヲ得

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

必要ト認めらるる者及乳幼児ノ医療及保育

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

委員ハ勅令ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依

第三條 事務局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ簡

ス

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合はニ於テハ任期中之ヲ解任

スルコトヲ得ズ

第五條 厚生大臣ハ厚生大臣ノ官職監督ヲ承ケ職務ヲ統制シ且下ノ職員ヲ指揮監督

第六條 次長ハ厚生大臣ノ命ニ依リ事務ヲ掌理ス

厚生省

第七條 書記官、事務官及庶務官ハ上官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 書ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十一條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ従事ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Handwritten notes and signatures in the left margin, including a large signature and several lines of text.

第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ奉ケテ活動ニ従事ス

第九條 役手ハ上官ノ指揮ヲ奉ケテ活動ニ従事ス

第十條 省長官ハ上官ノ指揮ヲ奉ケテ活動ニ従事ス

第十一條 獨立病院ノ名譽及正副ハ學生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

獨立病院検査所官制ハ之ヲ改止ス

本令施行ノ際現ニ學務院院長官ノ職ニ任リテ検査所長官所ニ兼スル者別

ニ聯合ヲ設セラレザルトキハ學務院院長官ハ學務院検査所長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

厚生省

學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

長官ハ學務院院長官ニ、學務院院長官ハ學務院院長官ニ、學務院院

レタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲス

又ハ同法ハ各河一制ニシテ

本令施行ノ際此ニ示す如クハ

~~本令施行ノ際~~

体職中ノ文一列ニ於テテテテトキハ体職ノ俸

前項ノ例ニ依リて同法中ノ條文ヲ以テ任

タハス

厚生省

醫務管理官制案

(二〇、一一、二六)

第一條 醫務管理官ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所管ニ屬スル國立ノ病院、療養所及保育所ニ於ケル國民ノ醫療及保育並ニ傷痍軍人ノ醫療ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 醫務管理官ニ左ノ職員ヲ屬ク

- 長官 勅任
- 次長 專任二人 勅任
- 警正官 專任一人 奏任
- 事務官 專任五人 奏任
- 理事官 專任七人 奏任
- 技師 專任三人 奏任
- 醫師 專任一人 勅任
- 技手 專任一人 判任

内々 人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第三條 前條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各職高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第四條 醫務管理官ニ參與シ得ル者ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各職勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ザラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第五條 醫務管理官ノ専門委員ヲ選任シ其ノ職務ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ

任期中之ヲ刷新スルコトヲ得

第六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

醫務管理局官制案

(1110、111、116)

第一條 醫務管理局長ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所管ニ屬スル國立ノ病院、療養所及保育所ニ於ケル國民ノ醫療及保育並ニ傷痍軍人ノ醫療ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 醫務管理局長ノ左ノ職員ヲ屬ク

- 長官 勅任
- 次長 專任三人 勅任
- 書記官 專任一人 奏任
- 事務官 專任五人 奏任
- 理事官 專任七人 奏任
- 技師 專任三人 奏任
- 監 專任一人 奏任
- 助手 專任一人 奏任

内々 人ヲ勅任ト得  
爲スコトヲ得

第三條 前條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各職高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第四條 醫務管理局長ニ參與シ局務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各職勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ

第五條 長官ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ處理シ而下ノ職員ヲ指揮監督ス

第六條 次長ハ長官ヲ輔佐シ長官事務代理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 監ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由書

軍事保護院ノ改組ニ伴ヒ厚生者ノ外ハ  
トシテ醫務寮局ヲ設クルノ要アリニ依ル

大日本帝國政府



裏面白紙

軍事保護院解体に伴う定員

職名	現行	増員	計	保衛院	軍保了口法了計規	定員
総裁	1		1			
副総裁	1		1			
長官						
次長						
局長	2		2			
秘書官	1		1			
書記官	4		4			
事務官	19	2	21	2		20
理事官	25	1	26			25
技師	16	8	24	8		24
医官	38	4	42	4		40
医官補	3		3			3
職業補等官	27		27			27
術技手	29	1	30			29
医官補	73	2	75			73
術技官補	64		64			64
職業補等官	4		4			4
看護婦長	61		61			61

厚生省

（注）  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）  
（十一）  
（十二）  
（十三）  
（十四）  
（十五）  
（十六）  
（十七）  
（十八）  
（十九）  
（二十）  
（二十一）  
（二十二）  
（二十三）  
（二十四）  
（二十五）  
（二十六）  
（二十七）  
（二十八）  
（二十九）  
（三十）  
（三十一）  
（三十二）  
（三十三）  
（三十四）  
（三十五）  
（三十六）  
（三十七）  
（三十八）  
（三十九）  
（四十）  
（四十一）  
（四十二）  
（四十三）  
（四十四）  
（四十五）  
（四十六）  
（四十七）  
（四十八）  
（四十九）  
（五十）

裏面白紙

軍事保護院職員定員表

昭和二十一年八月現在

區分	本院	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	計	今日	增員	合計	備註
本院	1											1	1		1	
第一		1										1	1		1	
第二			1									1	1		1	
第三				1								1	1		1	
第四					1							1	1		1	
第五						1						1	1		1	
第六							1					1	1		1	
第七								1				1	1		1	
第八									1			1	1		1	
第九										1		1	1		1	
第十											1	1	1		1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	10		10	
今日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	10		10	
增員												0	0		0	
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	10		10	
備註																

裏面白紙

軍事保護院機構強化に伴う職員配置予定表

局課別	書記官	事務官	理事官	技師	属	技手	計	増減
總務課	—			〇(三)	一三〇(六)	〇(九)	一五〇(八)	
秘書					四	四	四	
文書					三	三	三	
會計					六	六	六	
警備				〇(三)	〇(六)	〇(九)	〇(六)	
後援局	二	〇			一八	二	二六	
扶助課	—				四	五	〇(一)	
指導課					五	六	〇(一)	
訓練課				二	五	一〇	〇(五)	
診療局	—	〇		九	一三	三六	三〇(一)	
療務課				〇	〇	〇	〇	
医療課			二	〇	〇	〇	〇	
看護課				〇	〇	〇	〇	
紅十字課	一			四	七	二一	二四	
計	四	一	二	二一	九	三七	四一	
合計	四	一	二	二一	九	三七	四一	

註 〇印は既定の員、配置変更に伴う増減を示す

技師

技師内  
一〇

地区	北陸	山形	大分	本州	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分		
兵隊	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇																																						
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

軍事保護院施設定員調  
 昭和二十一年十月現在

裏面白紙

區分	傷模軍人療養所職員定員增員調							
	事務官	理事官	醫官	調劑官	屬手	醫官補	調劑官補	看護婦長
栃	定員	一	一	一	六	一	二	二
	既公布分	一	一	一	一	一	一	一
木	今同增員分	一	一	一	一	一	一	一
	定員	一	一	一	六	一	二	二
埼	既公布分	一	一	一	一	一	一	一
	今同增員分	一	一	一	一	一	一	一
玉	今同增員分	一	一	一	一	一	一	一
	合計	一	一	一	一	一	一	一
合計	今同	一	一	一	一	一	一	一
合計	員同	一	一	一	一	一	一	一

軍人療養院

裏面白紙

軍事保護院機構強化に伴う増加職員ノ事務分擔表

分擔事務		課長(書記)	官又ハ技師	事務官	理官	技師	屬	技手	計
一、總務官房總務課 (一) 傷疾軍人療養所其ノ他新營 工事及管轄ニ關スル事務 二、醫務局 局長 一 ○庶務課	(一) 病院療養所及學育所ノ庶務 (二) 病院療養所ノ事務監査 (三) 日本赤十字社ニ關スル事務 (四) 健康診断					(一) (三) (三)	(一) (三) (六) (六)	(九) (九)	(一) 八
	(五) 委託療養及居宅療養 ○庶務課 (一) 醫療ノ指導及研究ニ關スル事項 內科 精神科 外科 整形外科 X線科 皮膚泌尿器科 耳鼻咽喉科 眼科 細菌検査科 病理解剖科 齒科 藥劑科 (二) 恩給及恩典關係事務	技 (一)					八	六	三
軍事保護院									

- (三) 職員ノ勤務ニ關スル事項
  - (四) 患者輸送(含外地)送患者
  - (五) 患者入退院院ニ關スル事項
  - (六) 看護婦ノ養成指導
  - (七) 診療管理院ニ關スル事項
- 醫 療 課
- (一) 委託療養及居託診療施設
  - 診療事務及庶務課ニ所管
- 整 備 課
- 殿止ニ依ル候

軍事保護院

△					
—					
				二	
△	△	△	—	—	—
△	△	△	—	—	二
△				二	
△		△			
△		二			

軍人援護機構整備強化重要人員終費(總括)

款項	金額	區	分前	軍	金	額	要	未	額	日	割	差	増	計
臨時部														
一般費														
緊急軍事														
保衛費														
俸給	二二,四八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
勸進俸給		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
局長		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技師		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
主任書記		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
書記官		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
庶務官		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技師		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
判任書記		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
屬		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技師		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賞		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小計		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
諸給		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

由回派費	四,六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高年官	四,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜給	一,四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
在日給	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技術官	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
備人料	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
巡視	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
給仕	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
掃除	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事務費	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人件費	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特別費	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
各所費	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
被服費	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一



合	小	特	普	雜	給 便 服	給 任 服	給 任 服	電 話 費	通 訊 費
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
					一 五 一	一 九 九	一 九 九	一 九 九	一 二 八
					五 〇	一 二 二	一 二 五	四 五 五	一 六 〇
二 二 一	一 四 三	三 〇 〇	三 二 五	三 二 五	一 四 四	二 二 八	八 九 五	一 四 四	四 八 〇
四 三 八	五 八 一	〇 〇 〇	五 一 六	五 一 六	四 四	八 五	五 五	四 四	〇
四 二 三	二 九 〇	七 五 〇	六 二 八	八 一 二					
〇 六 九	〇 六 六	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇					
〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇					
五 一 〇	二 七 六	九 〇 〇	九 〇 〇	九 〇 〇	一 四 四	二 二 八	八 九 五	一 四 四	四 八 〇
四 二 七	八 五 六	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇					

裏面白紙

軍事保護院機構強化ニ要スル豫備金要求額(本院金)

款項金額	二十年度豫備金要求額			追加豫備金要求額			月割差増			計
	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	
臨時部										
一般費										
深銀雜費	五七九七八									
俸給				一七、八七〇			四、四六七			五三、六一〇
勅任俸給				一、五五〇			三、八七			四、六一〇
局長				一、二〇〇			三、〇〇〇			三、六〇〇
奏任俸給				一、二〇〇			二、一〇〇			三、六〇〇
書記官				二、〇〇〇			三、〇〇〇			三、六〇〇
事務官				八〇〇			五〇〇			六、〇〇〇
理事官				八〇〇			二〇〇			二、四〇〇
技師				八、〇〇〇			二、〇〇〇			二、四〇〇
主任俸給				四、三二〇			一、〇八〇			一、二九六
技師				三、二四〇			八〇〇			七、五六〇
技師				一、〇八〇			二、七〇			九、七二〇
賞				五、三六一			一、三四〇			一、六〇八
小計				二、三三一			五、八〇七			六、九六九
諸給				一、六七八			四、一八七			五、〇六五
内國旅費				四、二〇〇			一、〇五〇			七、三三〇
高等官	一三、六〇〇			六、五〇〇			四、五五〇			七、八〇〇
判任官	一、二〇〇			四、〇〇〇			二、八〇〇			四、八〇〇
雜給	六、二〇〇			一、六四七			一、五三九			一、九七六
賜託手當				四、八〇〇			八、四〇〇			一、四〇〇
慰勞金				一、七八八			三、一〇九			一、三九六
雇員給	一八、六〇〇			三、六〇〇			六、三〇〇			一、八〇〇
技術雇	三、七二〇			九、〇〇〇			一、二六〇			二、二七六
技術雇				四、二〇〇			一、八七〇			四、九二〇
備人料	一、九六〇			三、二〇〇			五、六〇〇			九、六〇〇
通車料	二、三六〇			六、〇〇〇			四、二〇〇			九、二〇〇
給仕	三、三〇〇			七、五〇〇			五、二〇〇			九、二〇〇
掃除使	三、四八〇			一、二〇〇			八、四〇〇			一、四四〇
事務費	三、三〇〇			七、五〇〇			五、二〇〇			九、二〇〇
廣費	二、五〇〇			一、九七九			二、三五七			二、三五七
人件費	一、〇〇〇			二、二二九			一、〇〇〇			二、二二九
特殊費	九、九一六			二、三九九			六、〇〇五			二、七五〇
各所修繕	一、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
被服費	二、四〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
電氣費	二、四〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
給仕服	三、二			一、三			一、三			二、二四
給仕服	四、五			一、五			一、五			二、二四

款項金額	二十年度豫備金要求額			追加豫備金要求額			月割差増			計
	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	(四ヶ月)円	(二ヶ月)円	(七ヶ月)円	
高等官	一三、六〇〇			六、五〇〇			四、五五〇			七、八〇〇
判任官	一、二〇〇			四、〇〇〇			二、八〇〇			四、八〇〇
雜給	六、二〇〇			一、六四七			一、五三九			一、九七六
賜託手當				四、八〇〇			八、四〇〇			一、四〇〇
慰勞金				一、七八八			三、一〇九			一、三九六
雇員給	一八、六〇〇			三、六〇〇			六、三〇〇			一、八〇〇
技術雇	三、七二〇			九、〇〇〇			一、二六〇			二、二七六
技術雇				四、二〇〇			一、八七〇			四、九二〇
備人料	一、九六〇			三、二〇〇			五、六〇〇			九、六〇〇
通車料	二、三六〇			六、〇〇〇			四、二〇〇			九、二〇〇
給仕	三、三〇〇			七、五〇〇			五、二〇〇			九、二〇〇
掃除使	三、四八〇			一、二〇〇			八、四〇〇			一、四四〇
事務費	三、三〇〇			七、五〇〇			五、二〇〇			九、二〇〇
廣費	二、五〇〇			一、九七九			二、三五七			二、三五七
人件費	一、〇〇〇			二、二二九			一、〇〇〇			二、二二九
特殊費	九、九一六			二、三九九			六、〇〇五			二、七五〇
各所修繕	一、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
被服費	二、四〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
電氣費	二、四〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇			二、二二六
給仕服	三、二			一、三			一、三			二、二四
給仕服	四、五			一、五			一、五			二、二四

給仕親料	小使親服	掃除婦服	雜費	普通雜費	特殊雜費	小計	合計
三三三	三三三	四六					
一一二	一一二	五〇					
一五	三六	三六	六六六	六六六	三四七	五七九	五七九
一五	三六	三六	一六九	一六九	六一二	一八九	一八九
			一一八	一三三	一〇二	二四三	八三五
			二〇三	二二〇	一五三	三七八	一五三四
一五	三六	三六	二〇三	二二〇	一五三	三七八	一五三四

裏面白紙

軍事修養院機械強化必要人員準備金要求額(医療管理部分)

臨時部 一校費 總計	款項金額	二十年度準備金要求額			計
		區分	金額	要項	
降給 初任俸給 技師 奉令俸給 事務官 理事官 技師 判任俸給 術 技師 賞 小計 海給 内國旅費 高等官 州任官	16,346.00	降給	4,200.00	1,000.00	5,200.00
		初任俸給	9,200.00	2,200.00	11,400.00
		技師	6,600.00	1,600.00	8,200.00
		奉令俸給	2,200.00	500.00	2,700.00
		事務官	5,200.00	1,300.00	6,500.00
		理事官	1,800.00	400.00	2,200.00
		技師	1,800.00	400.00	2,200.00
		判任俸給	9,700.00	2,400.00	12,100.00
		術	6,800.00	1,700.00	8,500.00
		技師	8,800.00	2,200.00	11,000.00
		賞	2,200.00	500.00	2,700.00
		小計	8,800.00	2,200.00	11,000.00
海給	2,200.00	500.00	2,700.00		
内國旅費	6,600.00	1,600.00	8,200.00		
高等官	2,200.00	500.00	2,700.00		
州任官	2,200.00	500.00	2,700.00		
合計	16,346.00	4,100.00	20,446.00		

雜給	8,000.00	1,800.00	9,800.00
海給	2,200.00	500.00	2,700.00
内國旅費	6,600.00	1,600.00	8,200.00
高等官	2,200.00	500.00	2,700.00
州任官	2,200.00	500.00	2,700.00
技師	6,600.00	1,600.00	8,200.00
奉令俸給	2,200.00	500.00	2,700.00
事務官	5,200.00	1,300.00	6,500.00
理事官	1,800.00	400.00	2,200.00
技師	1,800.00	400.00	2,200.00
判任俸給	9,700.00	2,400.00	12,100.00
術	6,800.00	1,700.00	8,500.00
技師	8,800.00	2,200.00	11,000.00
賞	2,200.00	500.00	2,700.00
小計	8,800.00	2,200.00	11,000.00
海給	2,200.00	500.00	2,700.00
内國旅費	6,600.00	1,600.00	8,200.00
高等官	2,200.00	500.00	2,700.00
州任官	2,200.00	500.00	2,700.00
合計	16,346.00	4,100.00	20,446.00

合	小使服	雜	普通雜費	特別雜費
計	二九	二	二	二
計	三二	三	三	三
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇
六〇四〇〇	一〇八	二二七〇〇	一七〇〇	二五七〇〇

軍病院移管經營費内訳

款項金額	二十年度予備金要求額		追加予算		日割差増		計
	區分	金額	區分	金額	區分	金額	
臨時費 一般費 緊急軍事 保護諸費 三三九六五四八	俸給 勅任俸給 任官 委任俸給 任官 理事官 事務官 調劑官 判任俸給 屬 技手 看護長 賞 諸給與	一九 四六五〇 二〇〇〇 三〇〇〇 二四〇〇 一九 三三〇〇 一〇〇〇 四四〇 二二〇 八八〇 七八〇 二二〇 七八〇 二二〇 二四二 二四八	一七七一、四七七 二二、〇八七 一、四九、五五九 一、〇八〇、〇〇〇 一、〇八〇、〇〇〇 一、〇八〇、〇〇〇 九三三、〇〇〇 一、三三〇、〇〇〇 一、三三〇、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇	五九、〇〇〇 七、七六五 四八、二八五 五、〇〇〇 三、〇〇〇 四、七五〇 三、一〇〇 四四、〇〇〇 九三、〇〇〇 五三、〇〇〇 一四、三〇〇 二、七八〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇 一、七二、〇〇〇	四一三、三九四 五八、九〇〇 五、八八八 四、〇〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇 三、八〇〇	七、〇八五、九一〇 八八、三九〇 五、八七八、〇〇〇 四、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	

内國旅費		外國旅費		賞		諸給與	
高等官	一三三〇	五〇〇	四九六、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
判任官	三三一	三〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雜給	一〇〇	五〇〇	四七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
看護長	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
慰勞金	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雇員給	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
事務給	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
技術給	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
彌人料	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
看護婦	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
機関手	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電機手	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
水道手	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
警備手	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
作業者	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
巡視	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
給仕	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小使	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
炊夫	一〇〇	九六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇



傷痍軍人結核療養所ニ要スル經費内譯(一、二〇〇床)

款項	金額	區分	員數	單價	計額	月差	平謝度	備考
傷時部 一般費	三五九、七三五	俸給	八	三、〇〇〇	二、三〇四〇	四、六〇八〇	六九、一二〇	
		委任俸給	一	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	五、四〇〇	
		醫官	一	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、一二〇	
		判任俸給	五	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	五、四〇〇	
		醫官補	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	二、一六〇	
		調劑官補	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	二、一六〇	
		屬	五	一、〇〇〇	五、〇〇〇	三、六〇〇	五、四〇〇	
		看護婦長	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	二、一六〇	
		賞與	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、二一六	一三、八二四	
		小計	二七	六、〇〇〇	二七、六四八	五五、三九六	八二、九四四	
		講給共	一	九、七八四	九、七八四	三九、五六八	五九、三五二	
		内國旅費	四	四、〇〇〇	四、〇〇〇	八、八〇〇	一三、二〇〇	
		高等官	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	
		判任官	一	一、四〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	四、二〇〇	
		雜費	四	六、〇〇〇	二五、六四〇	一、六一八	七、六九二	
		雇賃	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、六〇〇	二、四〇〇	

備人料	看護婦	作業手	巡視	給仕	小使	炊夫	火夫	洗濯婦	裁縫婦	事務費	廳費	人件費	備品費	因書費	筆紙費	消耗品	通信費	特殊費	備品費	印刷費	消耗品	
三〇	七〇	七〇	三〇	五〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
六〇〇	六〇〇	六〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一、二〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八	八、〇〇八
二、四〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇	一、三、七四〇
三、六〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五	二、一、七〇五





陸軍義肢製作所施設管理経費要スル経費

款項	金額	区分	員數	單價	内	外	計
臨時部	円						
一般費	三三四九	請給費			九八五六二	二四六〇	一〇三二二二
保潔費		内國旅費			二六六		
		寄附			七〇九四		
		雜給	八六	四〇〇	一〇〇〇		
		醫託費	八六	二〇〇	一八〇〇		
		印刷費	二四	二〇〇	四八〇〇		
		備入料	二四	二〇〇	四八〇〇		
		技士	六	六八〇	四〇八〇		
		技士補	二六	三三〇	八五八〇		
		技工	一六	九六〇	一五三六〇		
		事務費	一四	二〇	二八〇		
		聴費	一四	二〇	二八〇		
		被服費	一八六	二〇	三七二〇		
		技衣服	一八六	二〇	三七二〇		

雜費	一四	二二三	二四八三六	一七三九四	三〇〇六六	七〇
小計	一四	二二三	二四八三六	一七三九四	三〇〇六六	七〇
車費		二二五〇〇	五七七一八	四〇四〇四	六九二六八	
義肢製作所			五六三四九	三九三七一	六七〇〇〇	
義肢製作所						
材料費		一九〇〇〇	四七五〇〇	三三二五〇	五七〇〇〇	
機械費		九六六六	一四一七	九九一七	一七〇〇〇	
動力費		二〇〇〇	五〇〇	三五〇〇	六〇〇〇	
義肢製作所		二二〇〇〇	五五〇〇	三八五〇〇	六六〇〇〇	
調査費		一〇〇〇	二五〇	一七五〇	三〇〇〇	
實驗費		一六六七	四一六	六九一七	六〇〇〇	
標本費		一〇〇〇	二五〇	一七五〇	三〇〇〇	
研究費		一六六七	四一六	六九一七	六〇〇〇	
雜費		五八七九	一四六九	一〇二九	一七〇〇〇	
合計		三三三四九	八二五四四	五七七八三	九九二七九	

軍醫保護院

官制

新旧对照

第一條 軍醫保護院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル  
一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷病ヲ受ケ  
又ハ疾病ニ罹リタル者(傷病軍人)ノ療養職業保護其ノ他ノ後護ニ関  
スル事項

二 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ從事シ為ニ死歿  
シタル者ノ遺族(軍人遺族)ノ後護ニ関スル事項  
三 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ從事スル者ノ家  
族(軍人家族)ノ後護ニ関スル事項  
四 其ノ他軍人後護ニ関スル事項

第二條 軍醫保護院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總裁 一人
- 副總裁 一人
- 局長 二人
- 秘書官 一人
- 書記官 五人
- 事務官 四人
- 理事官 三人

- 技師 專任 四十六人
- 醫官 專任 四百三十人
- 調劑官 專任 三百八十五人
- 職業輔導官 專任 三十人
- 層 專任 三百四十人
- 技手 專任 二百九十六人

- 醫官補 專任 七十八人
- 調劑官補 專任 六十三人
- 職業輔導官補 專任 六十四人
- 看護婦長 專任 六十三人

總裁ハ各醫官トス  
 管理局長ハ前總裁ヲシテ之ヲ兼ネシム  
 秘書官ハ書記官又ハ事務官ヲシテ之ヲ兼ネシム  
 第三條 前條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内  
 閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得  
 第四條 軍醫保護院ニ總裁官房及左ノ二局ヲ置ク  
 一 醫務局  
 二 看護局  
 總裁官房ニ於テハ人事、文書、會計、及醫務ニ関スル事務並ニ他ノ主管ニ  
 屬セザル事務ヲ掌ル

援護局ニ於テハ軍務扶助法ノ施行、傷兵軍人ノ職業保護、軍人遺族及軍人

援護局ニ於テハ傷兵軍人ノ職業保護、軍人遺族又ハ軍人家族タル

乳幼児ノ保育ニ関スル事務及職業保護、軍人遺族ノ職業保護又ハ

軍人遺族タル乳幼児ノ保育ニ関スル院務ノ一部ヲ分掌セシムル為病院、

療養所、職業補導所又ハ保育所ヲ設クルコトヲ得其、名稱及位置ハ厚生

病院、療養所、職業補導所又ハ保育所ノ長ハ医官、事務官又ハ職業補導

官ヲ以テ之ニ充ツ、顧問五人以内ヲ置キ軍人援護ニ関スル重要事項ニ参畫

セシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

第七條 軍人保護院ニ参與十五人以内ヲ置キ院務ニ参與セシム

参與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識経験アル者ノ中ヨ

リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條 軍人保護院ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ

事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第九條 軍人保護院ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第十條 軍人保護院ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第十一條 局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十二條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

第十四條 医官及医官補ハ上官ノ命ヲ承ケ療養ヲ掌ル

第十五條 調劑官及調劑官補ハ上官ノ命ヲ受ケ調劑ヲ掌ル

第十六條 職業補導官及職業補導官補ハ上官ノ命ヲ受ケ職業ノ補導ヲ掌ル

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十九條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス

第二十條 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷兵保護院官制及昭和十二年勅令第六百二十四號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ臨時軍事援護部ニ屬スル者列ニ

ヲ命ズ

許令ヲ發セラレザルトキハ厚生書記官ハ軍事保護院書記官ニ、厚生事務  
 官ハ軍事保護院事務官ニ、厚生理事官ハ軍事保護院理事官ニ、厚生技師  
 ハ軍事保護院技師ニ、厚生屬ハ軍事保護院屬ニ、厚生技師ハ軍事保護院  
 技師ニ、同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ傷兵保護院職員ノ職ニ在ル者別ニ許令ヲ發セラレザル  
 トキハ傷兵保護院書記官ハ軍事保護院書記官ニ、傷兵保護院事務官ハ軍  
 事保護院事務官ニ、傷兵保護院理事官ハ軍事保護院理事官ニ、傷兵保護  
 院技師ハ軍事保護院技師ニ、傷兵保護院醫官ハ軍事保護院醫官ニ、傷兵  
 保護院調劑官ハ軍事保護院調劑官ニ、傷兵保護院屬ハ軍事保護院屬ニ、  
 傷兵保護院技師ハ軍事保護院技師ニ、傷兵保護院醫官補ハ軍事保護院醫  
 官補ニ、傷兵保護院調劑官補ハ軍事保護院調劑官補ニ、傷兵保護院屬  
 官補ニ、傷兵保護院看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス  
 前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ  
 本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在ル者別ニ許令ヲ發セラレザル  
 トキハ軍事保護院書記官ハ保護院書記官ニ、軍事保護院事務官ハ保護院  
 事務官ニ、軍事保護院理事官ハ保護院理事官ニ、軍事保護院技師ハ保護  
 院技師ニ、軍事保護院醫官ハ保護院醫官ニ、軍事保護院調劑官ハ保護院  
 調劑官ニ、軍事保護院屬ハ保護院屬ニ、軍事保護院技師ハ保護院技師ニ、  
 軍事保護院醫官補ハ保護院醫官補ニ、軍事保護院調劑官補ハ保護院調  
 劑官補ニ、軍事保護院看護婦長ハ保護院看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任

セラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ軍事保護院ノ職員ニシテ休職中ノモノ別ニ許令ヲ發セ  
 ラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ保護院ノ職員ニ同官等俸給ヲ以  
 テ任セラレタルモノトス

軍保  
院

官制

新旧対照

新  
ヲ示ス

第一條 軍保院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル  
 一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷病ヲ受ケ  
 又ハ疾病ニ罹リタル者(傷疾軍人)ノ療養職業保護其ノ他ノ援護ニ関  
 スル事項  
 二 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ從事シ爲ニ死歿  
 シタル者ノ遺族(軍人遺族)ノ援護ニ関スル事項  
 三 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ從事スル者ノ家  
 族(軍人家族)ノ援護ニ関スル事項  
 四 其ノ他軍人援護ニ関スル事項

第二條 軍保院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 一人 親任  
 副總裁 一人 勅任  
 局長 二人 勅任  
 秘書官 五人 奏任  
 書記官 四人 奏任  
 事務官 三十一人 奏任  
 理事官 五十一人 奏任

技師 四十六人 奏任  
 医官 四十六人 奏任  
 調劑官 三百八十五人 奏任  
 職業輔導官 二十七人 奏任  
 看護婦長 三人 奏任  
 専任 三百四十六人 奏任  
 専任 二百九十六人 奏任  
 専任 七十八人 奏任  
 専任 六十八人 奏任  
 専任 六十八人 奏任  
 専任 六十八人 奏任  
 専任 六十八人 奏任  
 専任 六十八人 奏任

總裁ハ名譽官トス  
 管理局長ハ副總裁ヲシテ之ヲ兼ネシム  
 秘書官ハ書記官又ハ事務官ヲシテ之ヲ兼ネシム  
 第三條 前條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内  
 閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得  
 第四條 軍保院ニ總裁官房及左ノ二局ヲ置ク  
 一 醫務局  
 二 管理局  
 總裁官房ニ於テハ人事、文書、會計、及營業ニ関スル事務並ニ他ノ主管ニ  
 屬セザル事務ヲ掌ル

援護局ニ於テハ軍事扶助法ノ施行、傷疾軍人ノ身ヲ養ヒ、其ノ遺族ノ生活ヲ支拂フ事ヲ掌ル  
 家扶、援護並ニ傷疾軍人ノ主治ニ屬セザル軍人ノ遺族又ハ軍人家族タル  
 孤兒、孤女ノ保育並ニ傷疾軍人ノ遺族ノ養育ニ關スル事務ヲ掌ル  
 軍人遺族タル乳幼児ノ保育ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル為病院、  
 療養所、職業補導所又ハ保育所ヲ設クルコトヲ得其、名稱及位置ハ厚生  
 省ニ之ヲ定ム  
 官ヲ以テ之ニ充ツ  
 第六條 職業補導所又ハ保育所ノ長ハ医官、事務官又ハ職業補導  
 官ニシテ之ニ充ツ  
 顧問五人以内ヲ置キ軍人援護ニ關スル重要事項ニ參畫  
 第七條 厚生大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス  
 參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨ  
 リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
 學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ  
 事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
 第八條 軍事保護院ニ專門委員ヲ置キ、事項ヲ調査セシム  
 專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之

ヲ命ズ  
 專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ  
 解任スルコトヲ妨ゲズ  
 第九條 總裁ハ厚生大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
 第十條 副總裁ハ總裁ノ佐ケ院務ヲ掌理ス  
 第十一條 局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス  
 第十二條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ受ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十三條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル  
 第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル  
 第十五條 医官及医官補ハ上官ノ命ヲ承ケ診療ヲ掌ル  
 第十六條 調劑官及調劑官補ハ上官ノ命ヲ受ケ調劑ヲ掌ル  
 第十七條 職業補導官及職業補導官補ハ上官ノ命ヲ受ケ職業ノ補導ヲ掌ル  
 第十八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
 第十九條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス  
 第二十條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 傷兵保護院官制及昭和十二年勅令第六百二十四號ハ之ヲ廢止ス  
 本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ臨時軍事援護部ニ屬スル者別ニ

許令ヲ發セラレタルトキハ厚生書記官ハ軍事保護院書記官ニ、厚生事務  
 官ハ軍事保護院事務官ニ、厚生理事官ハ軍事保護院理事官ニ、厚生技師  
 ハ軍事保護院技師ニ、厚生屬ハ軍事保護院屬ニ、厚生技師ハ軍事保護院  
 技師ニ、同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ傷兵保護院職員ノ職ニ在ル者別ニ許令ヲ發セラレザル  
 トキハ傷兵保護院書記官ハ軍事保護院書記官ニ、傷兵保護院事務官ハ軍  
 事保護院事務官ニ、傷兵保護院理事官ハ軍事保護院理事官ニ、傷兵保護  
 院技師ハ軍事保護院技師ニ、傷兵保護院醫官ハ軍事保護院醫官ニ、傷兵  
 保護院調劑官ハ軍事保護院調劑官ニ、傷兵保護院屬ハ軍事保護院屬ニ、  
 傷兵保護院技師ハ軍事保護院技師ニ、傷兵保護院醫官補ハ軍事保護院醫  
 官補ニ、傷兵保護院調劑官補ハ軍事保護院調劑官補ニ、傷兵保護院看護  
 婦長ハ軍事保護院看護婦長ニ、同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス  
 前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ  
 本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在ル者別ニ許令ヲ發セラレザル  
 トキハ軍事保護院書記官ハ保護院書記官ニ、軍事保護院事務官ハ保護院  
 事務官ニ、軍事保護院理事官ハ保護院理事官ニ、軍事保護院技師ハ保護  
 院技師ニ、軍事保護院醫官ハ保護院醫官ニ、軍事保護院調劑官ハ保護院  
 調劑官ニ、軍事保護院屬ハ保護院屬ニ、軍事保護院技師ハ保護院技師ニ、  
 軍事保護院醫官補ハ保護院醫官補ニ、軍事保護院調劑官補ハ保護院調  
 劑官補ニ、軍事保護院看護婦長ハ保護院看護婦長ニ、同官等俸給ヲ以テ任

セラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ軍事保護院ノ職員ニシテ休職中ノモノ別ニ許令ヲ發セ  
 ラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ保護院ノ職員ニ同官等俸給ヲ以  
 テ任セラレタルモノトス



病院收容力所在地一覽表

病院名	收容力	所在地
札幌陸軍病院	三七〇	北海道札幌市
八雲分院	八〇	北海道山越郡八雲分
小樽分院	四〇〇	小樽市
室蘭分院	一〇〇	室蘭市
同 富山美分院	六〇〇	北海道札幌郡豊平分
同 帯広陸軍病院	一〇〇	北海道河西郡川云分
同 新札幌分院	一〇〇	北海道計根別
湯川陸軍病院	三五〇	北海道白根郡銭函分
旭川陸軍病院	九〇	北海道根室
同 厚岸分院	一四〇	北海道旭川市一巻分
同 釧路分院	二〇〇	北海道上川郡上川分
同 宗谷陸軍病院	七〇	北海道函館
同 大森海軍病院	五〇	北海道宇都
同 登別分院	三〇〇	北海道釧路郡登別温泉分

仙台地方醫務管理部

仙台第一陸軍病院	五〇〇	仙台市東三番町
同 飯沼分院	五〇	福島縣信夫郡飯沼分
盛岡陸軍病院	四〇〇	岩手縣岩手郡
仙台第三陸軍病院	二〇〇	宮城縣玉造郡鳴子分
同 川渡分院	一〇〇	宮城縣玉造郡川渡分
山形陸軍病院	一二〇	山形市香澄分
同 東根分院	上〇	山形縣北林山郡東根分
仙台第三陸軍病院	七〇	宮城縣名取郡玉澤分

東京地方醫務管理部

同 臨海東京第一陸軍病院	三八二	東京都牛込区戸山分
同 臨海東京第二陸軍病院	一五三二	神奈川県高座郡相模原分
同 振出台陸軍病院	一五〇	埼玉県北足立郡白子分

習志野陸軍病院  
 國府台陸軍病院  
 同 下部分院  
 千葉陸軍病院  
 同 山名井分院  
 村山陸軍病院  
 武台陸軍病院  
 沼田陸軍病院  
 横須賀陸軍病院  
 同 走水分院  
 村松陸軍病院  
 東京第三陸軍病院  
 下志津陸軍病院  
 相 陸軍病院  
 立川陸軍病院  
 甲府陸軍病院  
 信合陸軍病院  
 東京第四陸軍病院  
 宇都宮陸軍病院  
 新宮第二陸軍病院  
 大戶陸軍病院  
 三好陸軍病院  
 高田陸軍病院  
 松本陸軍病院  
 所厚陸軍病院  
 同 能太分院  
 長野陸軍病院  
 野比海軍病院  
 霞浦海軍病院  
 尾道海軍病院  
 第三附屬病院

一七二  
 九二  
 二二六  
 三一  
 二〇〇  
 一七〇  
 八四  
 五〇  
 一七〇  
 一五〇  
 四五  
 四五六  
 三四〇  
 五七九  
 一〇〇  
 一四二  
 一一九  
 一六九  
 五〇  
 三〇〇  
 五〇〇  
 二〇〇  
 三九八  
 三〇〇  
 一八三  
 二〇〇  
 三三  
 一九〇  
 一四〇  
 一一〇  
 三〇〇  
 七〇

千葉縣千葉郡津田沼町大久保  
 千葉縣中川市國府台  
 山梨縣西八代郡商里村下部  
 千葉縣作草部町四八二  
 東京郡北多摩郡村山林  
 埼玉縣入間郡豊岡町  
 群馬縣沼田町  
 神奈川縣横須賀市中區町  
 神奈川縣三浦郡浦賀町  
 新潟縣中蒲原郡村松町  
 東京郡世田谷区正太子堂町  
 千葉縣印旛郡千代田村  
 千葉縣東葛飾郡田中村  
 東京郡立川市  
 甲府市古府中町  
 千葉縣印旛郡信合町  
 東京郡世田谷区大蔵町  
 栃木縣河内郡國本村  
 宇都宮市戸出町  
 茨城縣東茨城郡渡里村  
 高崎市下和田町  
 新潟縣北蒲原郡新発田町  
 新潟縣中越前郡和田村  
 松本市桐字旭字茂岡道  
 埼玉縣熊谷市三尻林  
 埼玉縣大里郡三尻林  
 長野縣更級郡上山田林  
 神奈川縣三浦郡北下浦林  
 土浦市(果軍一部使用中)  
 東京郡目黒区大平町  
 目黒区下目黒三丁目  
 (横病使用)

名古屋地方医療管理部

相武台陸軍病院	一〇〇
熱海分院	二七〇
金澤第一陸軍病院	六〇〇
出羽分院	七〇〇
全沢第一陸軍病院	八〇〇
小代分院	三三〇
大宮陸軍病院	二〇〇
高山陸軍病院	二〇〇
三ツ屋陸軍病院	二〇〇
豊橋陸軍病院	二〇〇
三島陸軍病院	一六〇
津島陸軍病院	一六〇
岐阜陸軍病院	一六〇
津陸軍病院	一六〇
高松陸軍病院	一六〇
追分分院	一〇〇
宇都宮陸軍病院	二五〇
山梨陸軍病院	二五〇

静岡縣熱海市	二六
金沢市下石引町	一〇
金沢市出羽町	一〇
金沢市泉野町	一〇
石川縣江沼郡山伏町	一〇
静岡縣高島郡中津川町	一〇
高山市五橋町	一〇
名古屋市中野町	一〇
静岡縣田方郡三島町	一〇
静岡市	一〇
岐阜縣稲葉郡北若森村	一〇
三重縣一志郡久居町	一〇
静岡縣引佐郡白土村	一〇
高松市追分町	一〇
三重縣一志郡柳原村	一〇
三重縣鈴鹿郡加佐登町	一〇
三重縣多気郡明日香町	一〇

川州軍分府

三重縣多気郡明日香町

湊海軍病院

静岡縣加茂郡竹麻村  
石川縣江沼郡山中町

大阪地方医療管理部

三宮陸軍病院	三〇〇
京都第一陸軍病院	四〇〇
高野川分院	八〇〇
大津分院	七五〇
笠置分院	二〇〇
若生自分院	一三〇
吹上陸軍病院	三四〇
木津分院	二〇〇
大坂第一陸軍病院	一〇〇〇
金岡分院	一〇〇〇

兵庫縣加古郡神野村	一〇
京都府伏見区深草一向畑町	一〇
滋賀縣大津市別所町	一〇
京都府相模郡笠置町	一〇
京都府宇治郡若生川町	一〇
福井縣敦賀郡栗野村	一〇
京都府丹波郡木津村	一〇
福井縣今立郡神明村	一〇
大阪府南河内郡長野村	一〇
大阪府堺市金岡町	一〇

同右屋分院  
 大分屋分院  
 長路屋分院  
 和歌山屋分院  
 兵庫屋分院  
 兵庫屋分院  
 尾上屋分院  
 高畑屋分院  
 同右屋分院

三〇〇  
 三〇〇  
 八〇〇  
 八〇〇  
 三〇〇  
 三〇〇  
 二七〇  
 一八〇  
 二九〇  
 一〇〇  
 一四〇

兵庫縣津花郡 山石屋分  
 和歌山縣西牟婁郡 津分村  
 兵庫縣加東郡 河合村  
 和歌山縣 漆川  
 兵庫縣津花郡 由良分  
 兵庫縣多紀郡 同野村  
 奈良縣高畑分  
 兵庫縣加古郡 尾上林  
 滋賀縣神崎郡 御園林  
 京都府 舞鶴市

廣島地方醫療管理部

廣島第一陸軍病院  
同柳ヶ浜分院  
濱田陸軍病院  
山口陸軍病院  
島取陸軍病院  
同皆生分院  
岡山陸軍病院  
福山陸軍病院  
松江陸軍病院  
岩國海軍病院  
賀茂海軍病院  
廣島醫學校

一、二〇〇  
三〇〇  
一五二  
二〇〇  
一五八  
一〇〇  
三四五  
六三六  
五五〇  
六六〇  
六〇〇  
八〇〇

山口縣熊毛郡伊保、庄村  
徳山市 山縣立徳山高女中  
濱田市 大字黒川  
山口市 大字 宮野下  
島根縣 岩倉町 白部里 村  
末子市 皆生  
岡山市 上伊福別所  
福山市 松濱町  
島根縣 八束郡 乃木村  
山口縣 岩國市  
廣島縣 加茂郡 乃美辰村  
廣島縣 加茂郡 乃美辰村

高松地方醫療管理部

善通寺陸軍病院  
同伏見分院  
同丸龜分院  
徳島陸軍病院  
高知陸軍病院

八四八  
二〇〇  
四七  
一〇〇  
二〇〇

香川縣仲多度郡 善通寺所 仙遊  
善通寺町 伏見  
丸龜市 番町  
徳島市 菟本  
高知市 乾倉

徳島地方醫療管理部

臨海福岡第一陸軍病院  
小倉陸軍病院  
同蘆屋分院  
別府陸軍病院  
鶏知陸軍病院  
大分陸軍病院

一〇〇〇  
二〇〇  
三〇〇  
五〇〇  
一五〇  
三〇〇

福岡市 野多目所  
小倉市 北方本町  
福岡縣 遠賀郡 芦屋町  
別府市 旧湯區  
長崎縣 下縣郡 鶏知村  
大分市 駄之原

佐賀陸軍病院 壹岐陸軍病院 下関陸軍病院 同小月分院 熊本第一陸軍病院 同藤崎台分院 却城陸軍病院 鹿見島陸軍病院 久留米陸軍病院 福岡陸軍病院 大林陸軍病院 大分洗陸軍病院 南池陸軍病院 唐瀬陸軍病院	二〇〇 一五〇 八〇 二二〇 四〇〇 八〇〇 三〇〇 五三〇 一三〇 三〇〇 三〇〇 一一〇 二〇〇 五〇〇	佐賀縣佐賀郡 高木瀬村 長崎縣壹岐郡 武生水所 下関市 後田所 山口縣 小月所 熊本市 三丸所 熊本市 孫崎台 却城市 五十市所 鹿見島縣鹿見島郡 下伊敷村 久留米市 國分所 福岡市 大名所 大林市 西大村 福岡縣朝倉郡 立石村 東春 熊本縣南池郡 泗水村 宮崎縣見揚郡 川南村
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別府海軍病院 大林海軍病院 唐野海軍病院 霧島海軍病院	一四〇 一五〇 一五〇 八〇	大分縣別府市 長崎縣大林市 久保郷 佐賀縣唐津郡 唐野所 鹿見島縣怡良郡 霧島村
--------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------

日 月 送 交 號 番 志 取 合 州 院 省 生 縣

第 號 送 受 月 日

一 版

第 號 送 受 月 日

甲乙ノ種別

起 案 昭 和 年 月 日 受 局 付 課 月 日 日 月 日

判 決 月 日 合 校 行 施 月 日

主 査

大 臣

次 官

那 康

秘書長 官

閣 議 決 議 案 示

厚生省ノ外局トシテ医療局ヲ設クルニ

日 月 送 受 此 書 九 費 台		第 九 費 台		第 一 費 台	
第 一 費 台	第 九 費 台	第 一 費 台	第 九 費 台	第 一 費 台	第 九 費 台
號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				西 女	件 二 國 立 病 院 官 制 ヲ 制 定 スル
				仍 三 別 紙 勅 令 案 示 ヲ 提 出 ス	
				石 隆 義 三 注 行	
				昭 和 三 十 年 十 一 月 三 十 七 日	
				厚 生 大 臣 三 木 武 吉	
				均	
				内 閣 總 理 大 臣 岡 田 英 次	
				幣 原 喜 重 郎	
				殿	



初

初

第一條 國立科學館ハ學堂大臣ノ管理ニ屬シ大臣並設置ニ因ル設災者ノ管理ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 國立科學館ニ在ノ職員ヲ置ク

初

第一條 專任四百人 奏任 約四人ヲ初任ト爲ス

事務官 專任十五人 奏任

理事官 專任十九人 奏任

技師 專任一人 奏任

書記 專任一人 判任

軍事保護院

總判官補 專任六十五人 判任

技師 專任三百四十人 判任

書記 專任六十二人 判任

第三條 院長ハ學部ヲ以テ之ニ充ク學生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所屬

ヲ管理シ初判職員ヲ監督ス

第四條 學部及學部官ハ上官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第五條 初判官ハ上官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第六條 事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第七條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第八條 爲ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 役手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス

第十一條 国立病院ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

国立結核療養所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ軍事保健院職員ノ職ニ在リテ兼務所及保育ニ従事ス

ル者別ニ聯合ヲ發セラレザルトキハ軍事保健院醫官ハ国立結核療養所

ニ、軍事保健院調劑官ハ国立結核療養所調劑官ニ、軍事保健院事務官ハ國

## 軍事保護院

立病院長事務官ニ、軍事保健院理事官ハ国立病院理事官ニ、軍事保健

院技師ハ国立病院技師ニ、軍事保健院醫官補ハ国立病院醫官補ニ、

軍事保健院調劑官補ハ国立病院調劑官補ニ、軍事保健院看護婦長ハ

国立結核療養所看護婦長ニ同員等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ国立結核療養所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セ

ラレザルトキハ国立結核療養所事務官ハ国立病院醫官ニ、国立結核療

養所調劑官ハ国立病院調劑官ニ、国立結核療養所事務官ハ国立病院

理事官ニ、国立結核療養所醫官補ハ国立病院醫官補ニ、国立結核療

養所調劑官補ハ国立病院調劑官補ニ、国立結核療養所書記ハ国立病

院

事務記ニ國立結核療養所改手ハ國立醫院改手ニ、國立結核療養所  
婦長ハ國立病院有婦科長ニ同部等給以テ任ゼラレタルモノト  
前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

軍事保護院

理由書

學生留外局トシテ設備整小局ヲ設ケルニ伴ヒ  
國立病院之官制ヲ制定スルニ依ル

大日本帝國政府

原牛省機	第	第	合議先番	受送	日
	號	號		送	月
	月	月		日	日

原牛省機

電

起案 昭和二十年十一月二十七日 局課 受付 月 日 日 月 日

決 月 日 校 合 行 施 月 日

主査

部長 事務官

課長

秘書課長

會計課長

審査員

大臣

次官

閣議清議案

醫療局官制及國立病院官制

日 月 年 受 取 番 号 台		
第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月 日	月 日	月 日
日 日	日 日	日 日
		制定ニ伴ヒ高等官官等俸給令 ヲ改ムスルノ要アリ
		仍ニ別紙勅令案ヲ提出ス
		右閣議ヲ請フ
		昭和二十一年十一月二十七日
		金子生大臣 北戸田 均
		内閣總理大臣男爵幣原喜重郎 毅

大日本帝國政府

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

勅令

第

(官定規格第 一八三 五七五 紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

陸軍省中「軍事保護施設別總裁」ノ次ニ「陸軍省」

「衛生局」ヲ「民族研究所員」ル長トシテノ次ニ「陸軍」

「療育次長」ヲ加フ。

「陸軍省書記官」

「陸軍省事務官」

「國立結核療養所調劑官」ノ別ル

「國立療養所調劑官」ノ次ニ「國立病院醫官」ヲ加フ。

(國立規格B5一八二×二五七)

176

裏面白紙



大日本帝國政府

條十五條中「厚生理事官」次「醫務理事官」

ヲ、國立療養所事務官、  
國立病院事務官、  
國立病院事務官、  
國立病院事務官、

加、國立結核療養所事務官ヲ削ル

(國家規條第一八二條)

裏面白紙



理由書

監療局官制及国立病院官制制定ニ伴ヒテ  
等官官等俸給ノヲ改ムルノ要アリニ依ル

大日本帝國政府

(折上リ國定規格B5二八×二五七紙)